

富田林市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関するガイドライン

富田林市は、令和2年（2020年）4月1日に市制施行70周年を迎えます。

そこで、市制施行70周年を市内外に広くPRするとともに、より多くの市民の皆さんに一体感を持っていただき、70周年を盛り上げていくためのシンボルとして「富田林市制施行70周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を公募により決定しました。

本ガイドラインでは、ロゴマークを使用するにあたり、守っていただきたいことを定めています。

1 使用の目的

ロゴマークは、富田林市制施行70周年を祝うこと、富田林市に対する関心や愛着を向上させることを目的として使用することができます。

次に該当する場合は使用できませんのでご注意ください。

- (1) 特定の政治的、宗教的、思想的主張の表現やそれに類する目的のために利用するとき
- (2) 企業本来の業務の遂行や企業の価値の向上のみを目的とするとき
- (3) 公序良俗に反するとき
- (4) その他市長が不相当と認めるとき

2 使用にあたっての注意事項

使用にあたっては、次の注意事項を遵守してください。使用者が以下の事項を遵守しない場合はロゴマークの使用を禁止します。なお、この場合において生じた損害について、市は賠償する責任を負いません。

(1) ロゴマークを使用した物品を作成する場合、市に報告及びデザインが分かるものの一部を提出してください。

(2) ロゴマークは提供しているロゴマークの大きさのみを変更可能とし、デザインや色、文字等の修正はできません。

(3) ロゴマークは市の許可なしに転載及び第三者に配布してはいけません。

3 その他

ロゴマークに関する一切の権利は富田林市に帰属します。

なお、ロゴマークの使用によって、富田林市または第三者に対して損害を与えた場合は、ロゴマーク使用者が全ての責任を負い、損害の賠償を行うこととなります。

不明な点はお問い合わせください。

4 問い合わせ

富田林市役所 市長公室 情報公開課

電話：0721-25-1000（内線326）

Eメール：seventy@city.tondabayashi.lg.jp